

広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事

発注仕様書

令和 7 年 11 月

鹿島地方事務組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画概要.....	1
第2節 工事に関する主要項目.....	4
第3節 解体工事に関する関係法令等.....	8
第4節 法規制に係る事項	10
第2章 解体工事の対象及び施工方針	16
第1節 解体工事の対象	16
第2節 対象設備の内容	17
第3節 施工方針.....	24
第4節 管理体制.....	32
第5節 解体方法の選択	34
第6節 解体撤去工事	37
第7節 本工事における廃棄物の処理・処分	38
第8節 解体廃棄物の保管・搬出	39
第3章 提出図書	41
第1節 受注後に提出する図書	41

第1章 総則

広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事発注仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、鹿島地方事務組合（以下、「本組合」という。）が計画する広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事（以下、「本工事」という。）に適用する。

第1節 計画概要

第1項 一般概要

広域鹿嶋 RDF センター（以下、「本施設」という。）は、平成 13 年 4 月に供用開始し、本組合の管理のもと、本組合圏域（鹿嶋市・神栖市）で発生する可燃ごみの処理に伴い、RDF 化を 22 年間行っていた。

一方で、RDF 化に伴う灯油の使用量が多くなっていたことや、全国的な RDF 化施設において施設の稼働ができなくなった事例などが確認されたことから、平成 24 年度より鹿嶋市・神栖市及び鹿島地方事務組合で構成する鹿島地方一般廃棄物対策連絡協議会において、可燃ごみ処理に関する方向性について断続的な協議を開始した。

各協議を重ねた結果、平成 28 年 4 月の将来構想検討委員会において「可燃性一般廃棄物の RDF 化を止め、焼却施設に移行することが望ましい」という結論を得たことから、平成 30 年 3 月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」が策定された。この構想を基とし、新施設整備計画・事業者選定・建設工事等を経て、令和 6 年 4 月 1 日より、「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」の供用を開始し、現在に至っている。

当該新施設の供用に伴い、令和 6 年度に本施設は閉鎖となり、令和 8 年度に敷地内に残存する建物及び構造物等の解体撤去工事を予定している。

本施設の解体にあたっては、施設内に残存している粉塵等の飛散防止対策をした上で、汚染物の除去及び除去した汚染物の処理・処分を適切に行い、加えてその取扱いや作業環境等の面でも特に注意が必要となるので、不備のないよう十分に配慮すること。

また、周辺環境に影響を与えないように工程面・施工面等において、適切な配慮を行うこと。

本工事に際しては、石綿を含有する建築材料や設備部品については「石綿障害予防規則」（令和四年厚生労働省令第八十二号による改正）及び関係法令等を遵守し、解体工事従事者（以下「作業従事者」という。）の健康障害の防止及び、飛散防止対策の徹底を図ること。

また、作業従事者の石綿ばく露防止の観点から、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等を遵守するともに、周辺環境への石綿粉じん飛散防止の観点から大気汚染防止法を遵守すること。このため、本工事では、石綿の使用の有無の事前調査を実施しているが、追加調査が必要な場合も想定して対策を講じること。

大気汚染防止法については、建築物等の解体等工事における石綿の排出等の抑制を図るため、令和 2 年 6 月 5 日に公布された「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）を遵守すること。

第2項 工事名

広域鹿嶋R D Fセンター解体撤去工事

第3項 工事場所

茨城県鹿嶋市平井2264

第4項 工期

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）

第5項 施設概要

対象施設の概要を表1-1、図1-1～3に示す。

◆表1-1 対象施設の概要

施 設 名	広域鹿嶋R D Fセンター	
施 設 所 管	鹿島地方事務組合	
施 設 所 在 地	〒314-0012 茨城県鹿嶋市平井2264	
計 画 処 理 能 力	142 t /日(16時間) (2系列)	
処 理 方 式	固形燃料化(可燃ごみ)	
敷 地 面 積	約12,000m ²	
建 築 面 積	工場棟：約4,700m ² 、管理棟：約410m ²	
構 造	工場棟：S造一部SRC、管理棟：S造	
総 事 業 費	約60億円	
建 設 経 過	竣 工	平成13年3月 設計・施工：住友金属・フジタ共同企業体

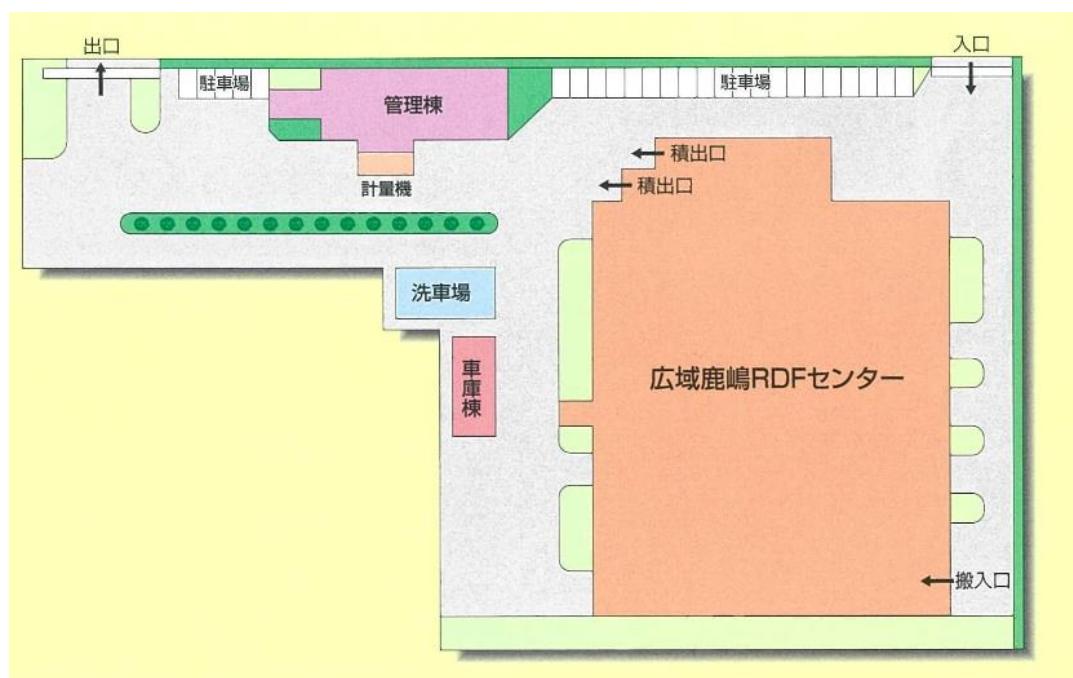


引用作成：国土地理院地図

◆図1-1 対象施設の位置図



◆図1-2 対象施設配置図（航空写真）



◆図 1-3 全体配置図

第2節 工事に関する主要項目

第1項 本施設の概要

本施設の概要は、以下のとおりである。

それぞれの設備、機器等の数量及び寸法等の詳細は、既設竣工図面及び現地調査から判断すること。また、既設竣工図面と現地が異なる場合は現地を優先すること。

(1) 工場棟：S造（一部SRC）、地上3階

延床面積約6,900m²、建築面積約4,700m²

処理能力 142 t /16 h

ピット容量 1,950m³

RDF貯留サイロ 160 m³×2基

(2) 管理棟：S造、地上2階

延床面積約620m²、建築面積約410m²

(3) 車庫棟、計量機、洗車場

(4) その他工事範囲内の構造物、植栽、残置物等

第2項 工事概要

本工事が対象とする工事の概要は、以下のとおりである。

本工事は、性能発注方式で行うものであり、本工事請負契約後において敷地条件、発注条件に受注者に帰責しない事由で変動が生じない限り、契約変更を行うものではなく、受注者は、仕様書に記載のない事項でも本工事の目的達成のために当然必要とされる解体撤去工事については、受注者の責任及び負担において実施すること。

また、不明確な事項は事前に確認し、必要と思われる工事は全て、受注者の責任及び負担において実施すること。

(1) 工場棟・管理棟・車庫棟解体工事

ア 土木・建築設備解体工事

(ア) 直接仮設工事

(イ) 土工事（土留工等を含む）

(ウ) 躯体解体工事

(エ) 建築付帯電気設備解体工事

(オ) 建築付帯機械設備解体工事

(カ) 建屋内備品等撤去工事（建物内の全ての備品・工具類及び残置物）

(キ) 埋戻し整地工事

(ク) その他必要と思われる解体工事（計量機、洗車場等）

イ プラント設備解体工事

(ア) 機械設備解体工事

(イ) 配管・弁設備解体工事

(ウ) 電気・計装設備解体工事

ウ 廃棄物処理・処分費

(ア) 発生材積込費

- (イ) 発生材運搬費
 - (ウ) 発生材処分費
 - (エ) スクラップ売却費
- (2) 石綿安全対策工事
- ア 仮設・飛散防止対策工事
 - (ア) 密閉養生工事（飛散防止設備等）
 - (イ) 車両入退場施設、解体ヤード設置工事
 - (ウ) プラント設備内外仮設工事
 - a 足場組立
 - b 土間養生
 - c 仮設資材運搬費
- イ セキュリティ設備設置工事
- (ア) セキュリティ設備（保護具着脱室、作業従事者休憩所、トイレ、温水シャワー、更衣室、保護具管理室等）
 - (イ) 資機材、消耗品
- ウ 換気・集塵設備設置工事
- (ア) 集塵設備（フィルター等消耗品含む）
 - (イ) その他必要な換気・集塵設備
- エ 保護具資材及び消耗品費
- (ア) 防護服費
 - (イ) 呼吸用防護具費
 - (ウ) 空気供給設備
 - (エ) 消耗品
- オ 石綿除去工事
- (ア) 石綿含有材除去・梱包工事
- カ 残灰（飛灰を含む）及び石綿含有建材処理・処分工事
- (ア) 発生材積込費
 - (イ) 発生材運搬費
 - (ウ) 発生材処分費
- キ 汚染物仮置きヤード等設置工事
- (ア) 汚染物仮置きヤード等設置工事
- (3) その他工事
- (ア) 汚水埋設管等撤去工事
 - (イ) 雨水排水設備撤去工事
 - (ウ) 植栽撤去工事
 - (エ) 付帯設備撤去工事
 - (オ) 門扉撤去工事
 - (カ) 舗装撤去工事
 - (キ) 整地工事

(ク) その他工事範囲内の全ての構造物(地下構造物を含む)及び機器等の処理・処分費

第3項 工事の内容

(1) プラント設備の解体工事

受入供給設備、破碎設備、選別設備、搬送設備、乾燥設備、成形設備、貯留・搬出設備、集じん・脱臭設備、給排水設備、電気各種設備、各種配管類及びその他設備の解体工事一式とする。

(2) 土木・建築設備の解体工事

工場棟、管理棟、車庫棟、計量機、洗車場、建築機械設備、建築電気設備、各種基礎類、その他付帯設備の解体工事一式とする。

なお、地下部分については、全て解体撤去すること。

(3) 解体工事に伴う汚染物除去作業、石綿製品除去作業

「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（改訂版）」「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」等の内容に沿った汚染物除去作業及び石綿含有建材除去工事一式とする。

(4) 発生廃棄物の処理、運搬、処分

本工事により発生する発生廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という）に従い、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理廃棄物等、種類毎に分別し、受注者の費用負担と責任において、適正に処理・処分・再資源化すること。また、施設内に残留するごみ類、灰類、廃油、廃液、廃酸・廃アルカリ、排水等は工事着手前に本組合において可能な範囲で撤去しているが、残置が確認された場合は全て取り出し、受注者の費用と責任において適正に処理・処分すること。

(5) 解体後の埋戻し、整地、後片付け清掃等

解体後、埋戻し、整地を実施して更地状態にて本組合に引き渡す。埋戻し土が不足する場合、整地面より以下の部分は全て良質土で埋戻しを行うこと。なお、良質土は受注者で手配すること。現況、入口部（道路接続部）5mほどスロープとして残し、他はGL-300mmの高さまで平坦に埋戻し、RC-40を100mm敷き均す仕上げを想定している。

第4項 夜間、休日作業等

(1) 本工事は、原則として平日のみ実施するものとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は行わない。

(2) 作業時間は、原則として午前8時00分から午後5時00分までとする。

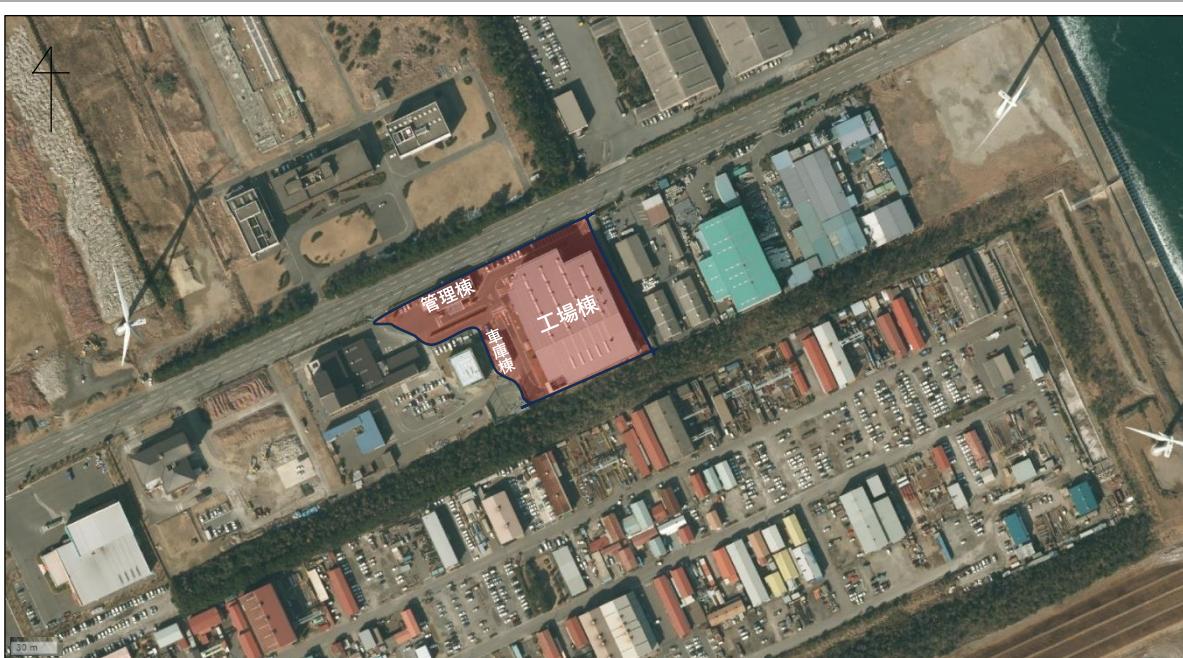
(3) 工事関係車両の入退出時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までとする。

(4) 本工事範囲内には、みだりに人が入れないよう仮囲いを施すとともに、夜間及び休日は仮囲いの門扉の施錠を行う。

(5) 夜間・休日等で中断が困難な作業、重機の搬入出等でやむを得ない作業は、事前に本組合の承諾を得て作業することができる。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第5項 立地条件

- (1) 工事範囲写真及び外観写真を次の図 1-4、1-5 に示す。
- (2) 本工事における留意すべき特徴を以下に示す。詳細図面は別添資料参考のこと。
- ① ごみピット深度が、FL-9m95cm + 床板 1m40cm。
 - ② 敷地内において、場所によっては地下水位が約 2m～3m 前後。
 - ③ 地下残置物について、仮設アンカーボルトは図面上存在しないが工事着手後、実際に当該部材が確認された場合は協議とする。



◆図 1-4 本工事範囲図（航空写真） 引用作成：Google Earth



◆図 1-5 外観写真

第3節 解体工事に関する関係法令等

本工事の実施に当たり遵守する必要がある関係法令を、次に示す。

- (1) 労働基準法及び同施行規則
- (2) 労働安全衛生法、同施行令及び同施行規則
- (3) 循環型社会形成推進基本法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令及び同施行規則
- (6) 資源の有効な利用の促進に関する法律及び同施行令
- (7) 環境基本法
- (8) 契約約款
- (9) 大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則
- (10) 水質汚濁防止法、同施行令及び同施行規則
- (11) 土壤汚染対策法、同施行令及び同施行規則
- (12) 騒音規制法、同施行令及び同施行規則
- (13) 振動規制法、同施行令及び同施行規則
- (14) 悪臭防止法、同施行令及び同施行規則
- (15) 地球温暖化対策の推進に関する法律及び同施行令
- (16) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施に関する法律、同施行令及び同施行規則
- (17) 建築基準法、同施行令及び同施行規則
- (18) 消防法、同施行令及び同施行規則
- (19) 高圧ガス保安法及び同施行令
- (20) 建設業法、同施行令及び同施行規則
- (21) 電気事業法、同施行令及び同施行規則
- (22) 作業環境測定法、同施行令及び同施行規則
- (23) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令
- (24) 石綿障害予防規則
- (25) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル
- (26) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル
- (27) 建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
- (28) 建築物の解体又は改修工事における労働者への石綿粉じんばく露防止等について
- (29) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
- (30) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- (31) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
- (32) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別処理法、同施行令、同施行規則
- (33) 建設副産物適正処理推進要綱
- (34) 建築工事共通仕様書
- (35) 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- (36) 建築改修工事共通仕様書
- (37) 建築物の解体工事における外壁の崩落等による事故防止対策について

- (38) 茨城県土木工事共通仕様書
- (39) 茨城県土木工事施工管理基準
- (40) 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則
- (41) 鹿嶋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則
- (42) その他茨城県及び鹿嶋市の条例、規則、要綱
- (43) その他関係法令、規則、規格、基準及び関係通知等

第4節 法規制に係る事項

第1項 労働安全衛生規則

(1) 石綿に関する特別教育（第592条の7）

廃棄物処理施設においては、労働安全衛生法第59条第3項において、特定建築材料の使用が確認された建築物、その他工作物の解体等の業務及びこれに伴う廃石綿の取り扱いの業務に従事する労働者に対して特別教育を行うことが規定されている。

(2) 石綿を含有する建築物の解体等に係る届出

石綿を含有する建築物の解体等の作業を行う事業者は、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に「工事計画届」、都道府県知事等に「特定粉じん排出等作業届書」、工事開始の7日前までに都道府県知事等に「事前届出の実施」及び作業前に所轄労働基準監督署長に「建築物解体等作業届」を必要に応じて提出する必要がある。

(3) 解体工事の際の計画の届け出（第90条第5号の3）

集じん機等の設備の解体工事を行う場合は、事業者は工事開始前に、所轄労働基準監督署長へ計画の届け出を行わなければならない。

第2項 廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物処理施設等の解体工事に伴って発生する廃棄物は、その種類、有害物質の含有の程度等により、本法律を遵守して処理・処分する必要がある。

本工事においては、解体廃棄物が適正に処理・処分されることを確認するために、廃棄物の運搬及び処理処分業者のリストを本組合に提示すると同時に、施設確認等を実施すること。

第3項 大気汚染防止法

改正内容の概要

(1) 規制対象の拡大

規制対象について、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大するための規定の整備を行う。

(2) 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付ける。また、調査の方法を法定化する等を行う。

(3) 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設する。

(4) 不適切な作業の防止

事業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の監督員への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付ける。

(5) その他

都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備を行う。

第4項 土壤汚染対策法

通達（環水土第20号、平成15年2月4日）により、廃棄物処理施設は「有害物質使用特定施設」には該当しないと明記されていることから、本施設は「有害物質使用特定施設」に関する事項の適用は受けない。

また、本解体工事の解体範囲は約5,000m²であることから、土壤汚染対策法第4条に規定される3,000m²以上の土地の形質変更に係る届出等を考慮しなければならないものの、本工事において土壤汚染は無い工事として進捗しているため、届出・調査は対象外となる。

第5項 石綿障害予防規則

規制対象作業は、次に示すとおりとなっている。

- ア 建築物、工作物または船舶の解体、破碎等の作業（石綿の除去作業を含む）
- イ 建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等または当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等または張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときの、当該吹き付けられた石綿等または保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の作業

第6項 騒音・振動

騒音規制法、振動規制法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（県生活保全条例）では、建設工事等により著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、事前届出及び規制基準の順守を求めている。これらの作業を行う場合は、関係資料を添付のうえ、作業開始日の7日前までに提出すること。

鹿嶋市では、作業場所が工業専用地域の場合は『県生活保全条例』が適用される。届出様式等が異なるので留意すること。

◆表 1-10 騒音規制法及び県生活保全条例に規定する特定建設作業

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

出典：鹿嶋市 HP 2025年10月

<https://www.city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/30/7764.html>

◆表 1-11 振動規制法に規定する特定建設作業

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけん及び圧力式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：鹿嶋市 HP 2025年10月

<https://www.city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/30/7764.html>

◆表 1-12 騒音規制法・振動規制法の規制基準

騒音規制法 県生活保全条例	振動規制法
85dB以下	75dB以下
22時～6時作業禁止	22時～6時作業禁止
1日14時間以内	1日14時間以内
連続6日間以内	連続6日間以内
日曜日その他休日の作業禁止	日曜日その他休日の作業禁止

出典：鹿嶋市 HP 2025年10月

<https://www.city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/30/7764.html>

第7項 悪臭

敷地境界線において、下記の基準値とする。(臭気強度：2.5)

◆表 1-13 悪臭防止法

項目	許容限度	項目	許容限度
アンモニア	2 ppm	イソバレルアルデヒド	0.006 ppm
メチルメルカプタン	0.004 ppm	イソブタノール	4 ppm
硫化水素	0.06 ppm	酢酸エチル	7 ppm
硫化メチル	0.05 ppm	メチルイソブチルケトン	3 ppm
二硫化メチル	0.03 ppm	トルエン	30 ppm
トリメチルアミン	0.02 ppm	スチレン	0.8 ppm
アセトアルデヒド	0.1 ppm	キシレン	2 ppm
プロピオンアルデヒド	0.1 ppm	プロピオン酸	0.07 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm	ノルマル酪酸	0.002 ppm
イソブチルアルデヒド	0.07 ppm	ノルマル吉草酸	0.002 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02 ppm	イソ吉草酸	0.004 ppm

出典：茨城県 HP 2025年10月

https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/odor/documents/kiseichiiki_kiseikijun.pdf

第8項 その他関係法令の遵守

本工事で発生した汚水の排出基準については、表1-14及び表1-15に示す許容限度を遵守すること。

◆表1-14 排水基準値（有害物質）

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	チウラム	0.06 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	シマジン	0.03 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物	10 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	ふっ素及びその化合物	8 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

出典：環境省 HP 2025年10月
<https://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>

◆表 1-15 排水基準値（その他の項目）

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	亜鉛含有量	2 mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L (日間平均 120mg/L)	溶解性鉄含有量	10 mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L (日間平均 120mg/L)	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
浮遊物質量(SS)	200 mg/L (日間平均 150mg/L)	クロム含有量	2 mg/L
ノルマルヘキサン	鉱油類	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
抽出物質含有量	動植物油脂類	窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60mg/L)
フェノール類含有量		リン含有量	16 mg/L (日間平均 8mg/L)
銅含有量 (mg/L)	3 mg/L	—	—

出典：環境省 HP 2025年10月
<https://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>

第2章 解体工事の対象及び施工方針

第1節 解体工事の対象

本工事の解体対象設備等を以下に示す。

第1項 工場棟（S造（一部SRC）、地上3階）解体工事

（1）土木・建築設備

- ア 車体
- イ 工場棟設備
- ウ 建築付帯電気設備
- エ 建築付帯機械設備
- オ 建屋内備品等

（2）プラント設備

- ア 機械設備
- イ 配管・弁設備
- ウ 電気・計装設備

第2項 管理棟（S造、地上2階）解体工事

（1）土木・建築設備

- ア 車体
- イ 管理棟設備
- ウ 建築付帯電気設備
- エ 建築付帯機械設備
- オ 建屋内備品等

第3項 車庫棟、計量機、洗車場解体工事

（1）土木・建築設備

- ア 車体
- イ 車庫棟・計量機・洗車場設備
- ウ 建築付帯電気設備
- エ 建築付帯機械設備
- オ 建屋内備品等

第4項 その他撤去工事

（1）汚水埋設管

（2）雨水排水設備

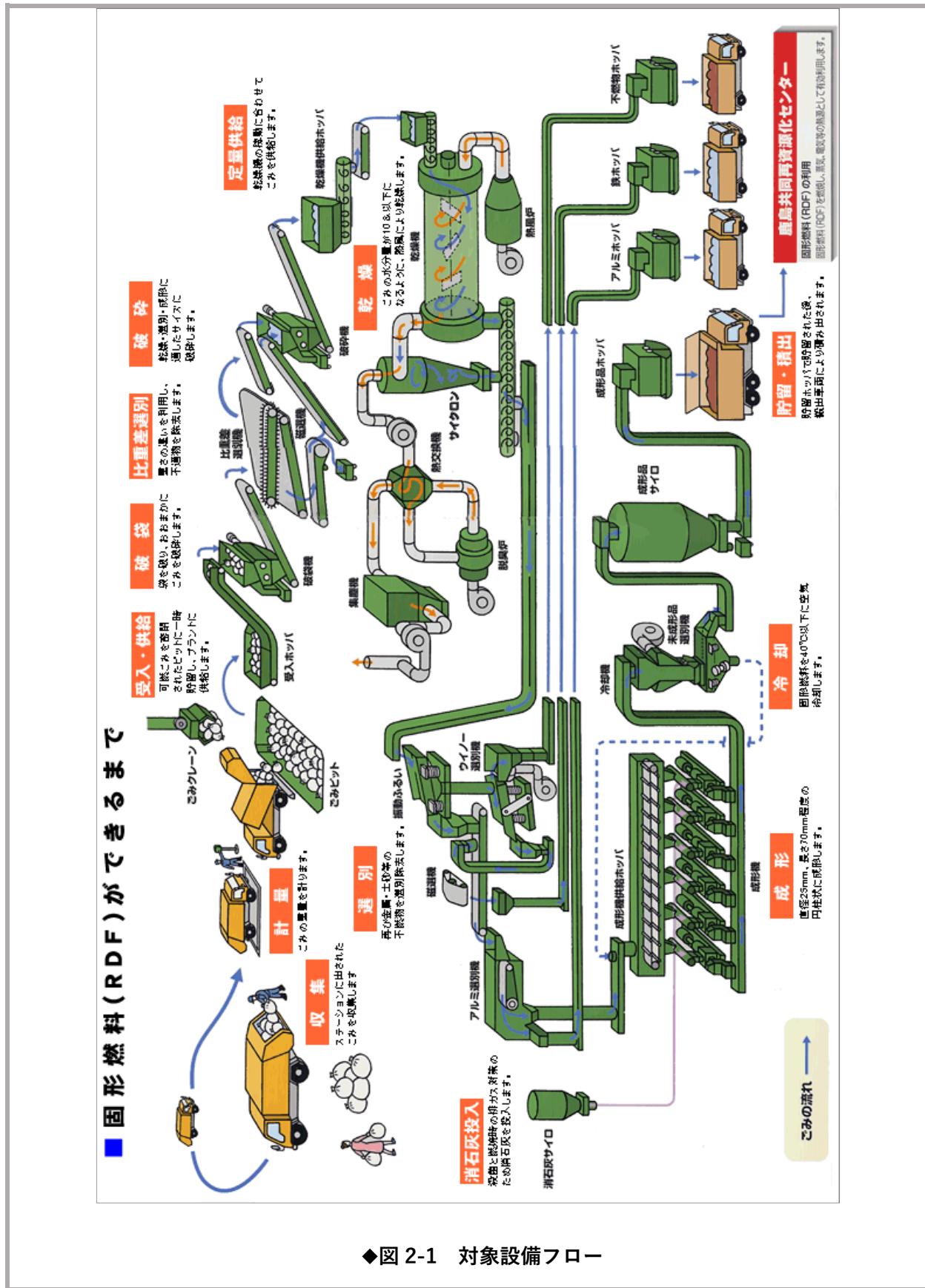
（3）舗装

（4）付帯設備（電柱、電線等）

（5）植栽

第2節 対象設備の内容

本施設の対象設備の内容を図2-1及び表2-1に示す。



◆表 2-1 対象設備（1）

設 備	
受 入 供 給 設 備	1) 計量機
	2) プラットホーム
	3) 投入扉
	4) ダンピングボックス
	5) ごみピット
	6) ごみクレーン
	7) 脱臭装置
	8) 受入ホッパー
	9) 受入供給コンベヤ
破 設 碎 備	1) 破袋機
	2) 破碎機
選 別 設 備	1) 比重差選別機
	2) 振動フリイ
	3) 重量物磁選機
	4) 可燃物磁選機
	5) アルミ選別機
	6) ウイノ一選別機
	7) 未成形品選別機
搬 送 設 備	1) 比重差選別機供給C V
	2) 軽量物C V
	3) 重量物C V
	4) リターンC V
	5) 破碎物排出C V
	6) 乾燥機投入C V
	7) 可燃物C V (1)
	8) 可燃物C V (2)
	9) 可燃物C V (3)
	10) 可燃物C V (4)
	11) 成形機投入C V
	12) 冷却機投入C V
	13) 成形品サイロ投入C V
	14) 未成形品C V
	15) 成形品C V
	16) 成形品搬送C V
	17) 残さC V
	18) 不燃物C V
	19) 不燃物搬送C V
	20) アルミC V
	21) アルミ搬送C V
	22) 鉄搬送C V

◆表 2-1 対象設備（2）

設 備	
乾燥設備	1) 乾燥機供給ホッパ 2) 乾燥機供給C V 3) 乾燥機 4) 熱風炉 5) 燃焼用送風機 6) サイクロン 7) バグフィルター 8) 誘引送風機 9) 脱臭炉 10) 熱交換機 11) 脱臭炉用燃焼送風機 12) 乾燥送風機 13) 乾燥機排出C V 14) 灯油供給ポンプ 15) 灯油タンク
	1) 成形機供給ホッパ 2) 成形機 3) 消石灰サイロ 4) 消石灰投入機 5) 冷却機
	1) 成形品サイロ 2) 成形品ホッパ 3) 不燃物ホッパ 4) アルミホッパ 5) 鉄ホッパ
	1) I 系統脱臭装置 2) 脱臭用送風機 3) II 系統バグフィルタ 4) 集じん用誘引送風機 5) 酸スクラバー 6) 酸用循環ポンプ 7) アルカリスクラバー 8) アルカリ用循環ポンプ 9) 脱臭用送風機 10) 脱臭装置 11) 硫酸貯溜タンク 12) 苛性ソーダ貯溜タンク 13) 次亜塩素酸貯溜タンク 14) 中和槽
	1) プラント用受水槽 2) 生活用受水槽 3) プラント用給水ポンプ 4) 生活用給水ポンプ 5) オゾン装置

◆表 2-1 対象設備（3）

設 備	
排水処理設備	1) ごみピット排水貯留槽
	2) 汚水ポンプ
	3) ろ過機
	4) 集水タンク
	5) ろ過ポンプ
	6) 汚水タンク
	7) 生活排水移送ポンプ
	8) 洗車排水ポンプ
	9) プラント用固形分離槽
	10) 油水分離槽
	11) 排水ポンプ
	12) プラント排水ポンプ
電気設備	1) 機内引込用柱上開閉器
高圧引込受電盤	1) 三極単投断路器
	2) 避雷器
	3) 方向地絡継電器
	4) 計器用変成器
高圧受電遮断機盤	1) 真空遮断機
	2) 単相計器用変流器
	3) 単相計器用変成器
	4) 交流電圧計
	5) 交流電流計
	6) 電力計
	7) 電力量計
	8) 力率計
	9) 周波数計
	10) 自動力率調整器
	11) 不足電圧継電器
	12) 過電流継電器
高圧配電盤	1) 変圧器
	2) 真空遮断機
	3) 単相計器用変流器
	4) 零相交流器
	5) 交流電流計
	6) 電力量計
	7) 過電流継電器
	8) 方向地絡継電器
	9) 零相蓄電器
進相コンデンサ盤	1) 電力ヒューズ（50A）
	2) 電力ヒューズ（30A）
	3) 高圧真空電磁接触器
	4) コンデンサ（160KVAR）
	5) コンデンサ（319KVAR）

◆表 2-1 対象設備 (4)

設 備	
高 压 变 压 器	1) プラント動力用変圧器 2) 建築動力用変圧器 3) 照明等用変圧器 4) 制御電源用変圧器
	1) コンデンサーバンク 2) コンデンサー群容量 3) 直列リアクトル 4) 放電装置
	400V 用動力主幹盤 1) 交流電圧計 2) 交流電流計 3) 地絡継電器 4) 配電用遮断機
	200V 用動力主幹盤 1) モールド変圧器 2) 交流電圧計 3) 交流電流計 4) 地絡継電器 5) 配電用遮断機
低 压 配 电 设 备	照明用単相主幹盤 1) モールド変圧器 2) 交流電圧計 3) 交流電流計 4) 地絡継電器 5) 配電用遮断機
	その他配電盤 1) モールド変圧器 2) 交流電圧計 3) 交流電流計 4) 配電用遮断機
	動力用変圧器盤 1) モールド変圧器
	1) 交流電圧計 2) 交流電流計 3) 交流電力計 4) 力率計 5) 開閉表示灯 6) 故障表示灯 7) 操作開閉器 8) 模擬母線
無 停 電 源 装 置	

◆表 2-1 対象設備（5）

設 備	
動 力 制 御 盤	1) 配線用遮断機 2) 漏電遮断機 3) 電磁接触器 4) 制御用继電器 5) 電源表示灯 6) ショックリレー 7) スターデルター 8) 可逆
	1) 配線用遮断機 2) 漏電遮断機 3) 電磁接触器 4) 制御用继電器 5) 電源表示灯 6) 電流計 7) ショックリレー 8) スターデルター 9) 可逆
	1) 切替開閉器 2) 操作開閉器 3) 電流計
シ サ ー ン ケ ン 盤	1) 配線用遮断器 2) シーケンサー 3) 制御用继電器 4) 変換器
	1) プラットホーム 2) 受入ホッパー 3) 破袋機 4) 比重差選別機 5) 破碎機 6) 乾燥機供給ホッパ 7) 成形機供給ホッパ 8) 成形機 9) 冷却機 10) 成形品サイロ 11) 計量器
	1) クレーン操作室 2) 中央操作室（破袋機・破碎機・比重差選別機・乾燥供給ホッパ） 3) 中央操作室（破袋機・破碎機・比重差選別機・乾燥供給ホッパ） 4) 中央操作室（成形機供給ホッパ・受入ホッパ） 5) 中央操作室（成形機・受入ホッパ）

◆表 2-1 対象設備（6）

設 備	
モニタ	6) 中央操作室（成形機） 7) 中央操作室（冷却機・成形品サイロ） 8) 管理棟会議室 9) 管理棟 10) 計量管理室
	1) 工場棟 2) 管理棟 3) 洗車場 4) 車庫棟 5) その他（地下ピット類） 6) シャッター 7) 空調設備 8) 照明機器 9) 火災設備 10) 避雷設備 11) 自家発電設備
	1) CO ₂ 検知設備 2) 風力選別設備 3) コンプレッサー 4) ダクト・配管 5) 電気配線 6) 車両重機

第3節 施工方針

第1項 適用範囲

本工事は、設計・施工を一括発注方式により行うものである。本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計、施工することを妨げるものではない。受注者は本仕様書及び既設竣工図面等に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事、労働基準監督署の指導、地元住民の要望により発生する作業・調査または工事の性質上当然必要とされるものについては、受注者の責任において、すべて実施すること。この場合、変更・追加に伴う工事費の変更は行わない。

また、別添資料及びその他資料は、あくまでも参考であり、本工事に当然必要と思われるものについては受注者の責任において補則・完備させ実施しなければならない。この場合においても、変更・追加に伴う工事費の変更は行わない。

第2項 疑義

本仕様書及び既設竣工図面等に記載のない部分、判明し難い部分について不都合が生じた場合、または工事施工中に疑義が生じた場合及び特殊な材料、工法等で問題を起こした場合には、本組合と協議の上で、全て受注者の責任・負担において解決しなければならない。

第3項 受注者の負担

受注者は、本仕様書及び既設竣工図面等に記載されていなくても、保安、防災等関係法令による諸手続きの費用及び工事施工に伴う関係監督官庁等の手続きの費用、また本工事の目的達成のために必要な費用及び工事の性質上当然必要とされる全ての費用を負担すること。

また、天災等不測の事態を除き、受注者の不備で周辺施設及び道路を汚染、破損させた場合（瑕疵）は、受注者の責任においてその復旧を行うこと。

第4項 承諾

工事施工にあたっては、原則として事前に本工事の施工計画書を本組合に提出し、承諾後、施工すること。

第5項 変更

(1) 原則として設計（施工計画書等の設計図書）の変更は認めないものとする。ただし、本仕様書の施工目的に反せず強度、機能等について支障が生じない場合、本組合との協議の上、受注者の負担により変更できるものとする。また、本工事で、施工中または完了した部分であっても、「設計の変更」が生じた場合は、受注者の負担において変更しなければならない。

(2) 工事費に関する契約変更は、原則として認めない。

第6項 関係機関等への手続き及び協議

(1) 工事内容により受注者において、関係機関等へ申請、報告、届出及び協議等の場合は、受注者はその手続きを速やかに行い、本組合に報告すること。

(2) 工事内容において、本組合が関係機関等へ申請、報告、届出及び協議等の場合は、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

(3) 関係機関等から指示があった場合は速やかに本組合に報告のうえ、指示を受け、対処すること。

第7項 復旧

受注者は、工事範囲外の隣地等に支障を及ぼさないように工事範囲外への土砂流出防止対策等必要な保護または安全対策を講じる。万一、工事期間中に取合部その他、本工事範囲内外の部分及び本組合または第三者に損傷、汚染が生じた場合は、速やかに応急処置及び原形復旧、補修工事等を本組合の指示により行う。

第8項 使用機械・工法等

使用機械・工法等は特記のない場合、承諾願を提出し、本組合の承諾を得ること。

第9項 下請業者の承諾

- (1) 受注者は、工事の一部を下請けに出す場合、事前に工事経歴書（実績）、各下請業者、各職種別下請人名簿及び工事の種別と範囲を提出し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、工事の一部を下請けに出す場合及び建設資材、機械の購入や借入れをする場合は、可能な限り本組合内の業者を選定し、下請業者に対し指導、助言、援助を行い、適切な施工に努めること。なお、下請発注に際しては、適正な価格で請負わせ、最低賃金の確保や適正な時期に支払う等、関係法令等を遵守すること。

第10項 現場代理人

- (1) 受注者は、本工事に関する現場代理人を定め、その氏名・連絡先・経歴等を書面により本組合に提出し承諾を得ること。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
- (2) 現場代理人は、工事期間中現場に常駐し、指揮連絡・現場管理及び安全管理等責任をもって職務を遂行すること。
- (3) 現場代理人は、工事工程表・工事日誌・工事写真・労務者点検簿等を備えて毎日記載するとともに、本組合が必要と認めた時は速やかに提出または閲覧に供さなければならぬい。

第11項 主任技術者及び監理技術者

受注者は、本工事の監理技術者を定め、その氏名、連絡先、経歴等を書面により本組合に提出して、承諾を得ること。また、監理技術者を変更する際も同様とする。配置する主任技術者及び現場代理人は、本工事と同種の廃棄物処理施設解体工事の管理実績を有するものでなければならない。なお、下請契約の予定額が4,500万円以上となる場合は、主任技術者に代えて前記の工事管理実績を有する専任の監理技術者を配置すること。

主任技術者または監理技術者は、現場代理人を兼務できるものとする。

また、次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置しなければならない。

- (1) 監理技術者は、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者とし、工事期間中現場に常駐し、施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督を行うこと。
- (2) 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者、または第7条第2号若しくは第15条第3号に規定される営業所の専任技術者

(許可業種は問わない。) でないこと。

- (3) 一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、解体工事施工技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
- (4) この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。

第 12 項 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は、下請負人の商号または名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、作成した施工体制台帳の写しを本組合に提出すること。
- (2) 下請負人が、その請け負った工事を、他の下請負人に請け負わせたときには、受注者に対して同様の施工体制台帳を提出し、受注者はその施工台帳を保管し、本組合が必要と認めたときには、速やかに閲覧、または提出に供さなければならない。
- (3) 受注者は、本工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事現場の見やすい場所に設置すること。

第 13 項 勞務災害の防止

工事中の危険防止対策を十分に行い、また、作業従事者への安全教育を徹底し、安全管理責任者を配置し、労務災害が発生しないように努める。万一、労務災害が発生した場合は、受注者の責任において解決を図り、本組合に報告すること。

第 14 項 現場管理

- (1) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生規則等の関係法規に従って現場を管理し、また工事現場への一般人及び作業従事者の出入監視、風紀衛生の取締り、ならびに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって管理すること。
- (2) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、原則として工事範囲内に設置するものとし、施工場所までの搬入は受注者の責任において行うこと。

第 15 項 技術管理

- (1) 受注者は、工種ごとに工事進捗上十分な員数の作業従事者を計画的に配置し、秩序正しい作業を行わせること。
- (2) 熟練を要する工種、危険物の知識を要する工種等の施工にあたっては、相当の経験並びに知識を要する者を配置すること。
- (3) 作業従事者が本組合の指示に従わない場合や工事作業に不適当と本組合が認めた場合には、交代または退去を命じる場合がある。この場合、受注者は直ちに適切な措置を講じること。

第 16 項 工程管理

- (1) 受注者は、工事着工前に全体工程表、工事中には週間及び月間工程表を提出し、本組合の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。
- (2) 実施工程に変更が生じた場合は、変更実施工程表を本組合に提出して承諾を得ること。

- (3) 災害その他の事情により工事が遅延した時は、その理由、程度等を本組合に報告し、工程計画の修正を行うとともに、進捗度の回復に努める。

第 17 項 工事記録写真

- (1) 工事着工前に工事前現況写真、工事中に工程写真及び工程進捗写真、工事完了後に竣工写真を撮影し、本組合に提出する。
- (2) 工事前現況写真及び竣工写真は、工事着工前及び工事完了後の現場全景、代表部分及び現場周辺の現況を撮影する。
- (3) 工程写真は、各工程における解体、積込、運搬、処分状況を撮影し、特に工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できるものとし、工事進捗写真は工事現場全景（東西南北）を週1回以上撮影する。

区分	分類	規格	部数
着工前	カラー	電子媒体による	1部
工事中	〃	〃	〃
完了時	〃	〃	〃
環境調査用	〃	〃	〃

第 18 項 交通安全

- (1) 工事現場への通行に際して、工事関係車両等は、本組合と協議し、決定したルートを通行し、交通安全に努めること。
- (2) 本工事関係車両は制限速度を遵守し、安全運転に努めるとともに、一般車両の通行に支障をきたさないように努めること。
- (3) 本組合が指示する場所及びその他必要と思われる箇所に必要人数の交通誘導員を配置し、安全に十分留意すること。

第 19 項 障害物の撤去等

電気・水道の開始及び休止、廃止届等の手続きが必要な場合は受注者が行い、それに係る費用は全て受注者の負担とする。

工事箇所（参考）	職種資格
・電気引込み線の切断	・電気工事士（第2種以上）
・給水引込み管及び污水管のプラグ止め	・配管技能士
・消防設備	・消防設備士

第 20 項 工事報告

- (1) 現場代理人は、定期的に本工事の進捗状況を本組合に報告すること。
- (2) 週間の工事進捗状況及び出来形等を簡潔に報告書としてまとめ、工事日報及び工事写真とともに本組合に提出すること。

第 21 項 定例会議

本工事期間中は、定例会議を原則月1回実施するものとし、工程会議等については、本組合が指示した際に実施すること。

第 22 項 工事立会検査

- (1) 本工事では、予め本組合の指定した工程に達したときは必ず検査を受け、合格・承諾を得た後、次の工程に移るものとし、解体後に検査が不可能または困難な箇所は、その解体にあたり本組合の立会、承諾を受けること。
- (2) 特に付着物除去作業完了の確認及び洗浄作業の検査確認に際しては、作業日報と作業場状況確認写真、付着物除去前後の写真、洗浄前後の写真並びに検査立会写真を合わせて提出し、施設毎の使用洗浄水量も報告すること。

第 23 項 工事中の電力及び用水

- (1) 工事用電力

電力を引き込む設備はそのまま残っているが、本工事に必要な仮設電気工事及び電力使用料は受注者の負担とする。

- (2) 工事用水

水道を引き込む設備はそのまま残っているが、本工事に必要な用水、水槽、配管等は受注者にて、用意（費用負担共）するものとする。

第 24 項 竣工検査

- (1) 竣工検査は、工事完了後に実施する調査測定結果が報告された後に受けること。その際、本組合が手直しを指示した事項は直ちに措置し、再度、手直し検査を受けること。
- (2) 工事竣工後、本組合の指示により、第3章第2節2項に示す完成図書を提出すること。

第 25 項 契約不適合責任

- (1) 設計の契約不適合責任

設計図書（第3章第2節「提出図書」に示す図書のうち、「受注後に提出する図書」に記載した工事の機能、性能に関する内容はすべて受注者の責任において保証する。また、本工事で、施工中または完了した部分であっても、契約不適合責任が生じた場合は、受注者の責任において変更しなければならない。

- (2) 施工の契約不適合責任期間

引渡し後 2 年間とする。

- (3) 契約不適合責任期間中の修補

契約不適合責任期間中に生じた瑕疵は、受注者が無償で修補する。

第 26 項 保険等

- (1) 受注者は、本工事の着手前に工事目的物や工事材料、仮設物等に生じる損害を補填する保険（建設工事保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労働災害保険等）に加入し、保険契約の締結後、遅滞なくその証券の写しを本組合に提出すること。
- (2) 保険期間は、原則として工事着手の日から工事目的物の引渡しの日までとすること。
- (3) 保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とすること。

第27項 リスク分担

本工事に関するリスク分担は、以下の表のとおりとする。

◆表2-2 リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	負 担 者		備 考
			発注者	受注者	
契約手続リスク	1	本仕様書の誤りに関するもの	<input type="radio"/>		
	2	発注者の帰責事由により受注者と契約できない又は契約締結に時間を要す場合	<input type="radio"/>		
	3	受注者の帰責事由により発注者と契約できない又は契約締結に時間を要す場合		<input type="radio"/>	
制度関連リスク	法令変更	4	本工事に直接関係する法令の制定・変更に関するもの	<input type="radio"/>	
		5	本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の制定・変更に関するもの		<input type="radio"/>
	税制変更	6	消費税に関する税制の変更又は受注者に課せられる税金のうち、その利益に課せられるもの以外に関する税制の変更	<input type="radio"/>	契約金額に含まれる税金の額の増減額について、これに応じて契約金額を改定する。
		7	本工事に関する新税の成立、税率の変更のうち、受注者の費用の増減が明らかで、かつ、その額の確定が可能であり、受注者の工夫による費用増加の抑制が不可能なもの	<input type="radio"/>	増減措置に応じて、契約金額を改訂する。
		8	受注者に課せられる税金のうち、その利益に課せられるものの税制度の変更		<input type="radio"/>
	許認可の取得	9	発注者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加	<input type="radio"/>	
		10	受注者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		<input type="radio"/>
社会リスク	住民等の要望	11	工場そのものに対する住民等の要望活動・訴訟に起因する費用の増加等	<input type="radio"/>	
		12	本工事の業務範囲に関する住民等の要望活動・訴訟に起因する費用の増加等		<input type="radio"/> 受注者の責に帰すべき合理的な範囲においてリスク負担する。
	周辺環境への影響	13	本工事に起因する環境問題（騒音、振動、悪臭、有害物質の排出等）に関する対応		<input type="radio"/> 受注者の責に帰すべき合理的な範囲においてリスク負担する。
	第三者賠償	14	発注者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	<input type="radio"/>	
		15	受注者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		<input type="radio"/>

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		備考	
			発注者	受注者		
経済リスク	金利変動	16 市場金利の変動		○		
	物価変動	17 インフレ及びデフレに関するもの※	△	○	物価水準等の変動が一定水準を超える場合、契約金額を改定する。	
債務不履行	本工事の中止・延期	18 発注者の帰責事由による本工事の中止、延期	○		予算案の不成立や政策変更等によるものをいう。	
		19 不可抗力及び発注者の帰責事由によるもの以外による本工事の中止、延期		○		
不可抗力リスク		20 想定していない又は想定以上の自然災害及び戦争・暴動等の人為的な現象による施設の損害、本工事の中止、変更	○	○		
施設不適合リスク		21 事業期間中に受注者が実施した補修、改修及び更新部分のかしが、かし担保期間中に発見された場合		○		
工事内容変更リスク		22 要因が発注者の事情による本工事の変更	○			

【凡例】

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

△：リスクが顕在化した場合の負担が主負担者（○印）に比べて小さい又は限定的に負担を負う。

※No.17において、工事期間は1年間を予定しているため、原則、物価水準変動リスクは想定していない。

第 28 項 建設業退職金共済制度

- (1) 「建設業退職金共済制度」(以下、「建退共」という。)への加入、掛金の納付及び証紙の購入を行い、その「掛金収納書(コピー不可)」を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(以下、「建退共報告書」という。)を、契約締結後1か月以内に、本組合に提出すること。その際、下請業者(二次以下の下請けを含む。)の購入分にかかる掛金収納書も併せて提出すること。また、工期の途中において、証紙を追加購入した場合は、それに係る建退共報告書を本組合に提出すること。
- (2) 契約締結後1か月以内に掛金収納書を提出できない場合、または、対象となる労働者を雇用しない等、建退共に加入する必要がない場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書」を本組合に提出すること。
- (3) 建退共の対象労働者には必ず退職金共済手帳を交付すること。なお、購入した証紙は退職金共済手帳に添付し、消印をすること。また、証紙の受払いの状況を明らかにした書類(「建設業退職金共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」)の整理及び保管を行い、工事完了時に本組合に提出すること。
- (4) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場の見やすい箇所に必ず掲示すること。但し、対象となる労働者を雇用しない等、建退共に加入する必要がない場合は不要とする。
- (5) 下請業者及び建退共制度対象労働者に対し、建退共制度の加入促進及び履行確保について、周知、徹底を図ること。また、下請業者に対しても「対象労働者を採用する場合」と同様の対応をするように指導すること。

第 29 項 その他工事に関する留意点

(1) 緊急時対応

- ア 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全確保を最優先すること。
- イ 受注者は、地震・洪水・台風等に対する災害対策を説明し、本組合の承諾を受けること。

(2) 地元雇用

受注者は、工事に係る作業従事者等を雇用する場合には、地元雇用を優先するよう努めること。

(3) 打合せ

- ア 本組合と打合せを行う際には、事前に打合せ内容、資料を電子データで本組合に提出すること。図面は、CADデータから直接データ変換した鮮明な図面を提出すること。
- イ 本組合と打合せを行った際には、速やか(3営業日以内)に打合議事録を電子メールで本組合に提出すること。

(4) 地元説明会への参加

地元関係者へ工事内容や工事進捗状況に関する説明会を開催する必要がある場合、受注者は説明会用の資料を作成すること。また、必要に応じて説明会への出席や、内容の説明を行うこと。

なお、説明会用の資料については、本組合が指示する必要部数を用意すること。また、地元関係者等から説明会への参加依頼があった場合は、これについても対応すること。

(5) 地元とのトラブルによる損害

本工事について、周辺住民等から説明を求められた場合は、本組合と協議の上、説明を行い、その他内容を記録すること。

なお、周辺住民との接触や工事の実施を本組合に無断で行い、トラブルが発生した場合、受注者は本組合が受ける損害はもとより、それらに係る損害額の全額を負担すること。

第4節 管理体制

第1項 安全衛生管理体制

(1) 統括安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法の定めるところにより、作業従事者の人数に応じた統括安全衛生者及び元方安全衛生管理者等を選任すること。

(2) 関係請負人との協議組織等設置

労働安全衛生法の定めるところにより、全ての関係請負人が参加する安全衛生上の協議組織の設置及び運営等管理体制を構築し、危険防止について協議するとともに、関係請負人に対して安全衛生上必要な指導等を行うこと。

第2項 作業指揮者の選任

労働安全衛生規則第592条の6の定めるところにより、解体作業を行う場合、受注者は作業の指揮者を定め、その者に作業を指揮させるとともに、付着物の除去、粉じん等の飛散防止及び保護具の適切な装着の点検等を行わせること。

第3項 特別教育の実施（労働安全衛生規則第592条）

受注者は、石綿について、石綿障害予防規則第27条に基づき特別教育を行うこと。

なお、毎朝の朝礼時においては、当日の作業内容の確認及び注意事項について説明を行うとともに、本工事の中途で入職する作業従事者に対しても、その都度教育を行い、その実施内容及び記録を本組合に提出すること。

第4項 健康管理

(1) 受注者は作業従事者に対して、労働安全衛生に基づく一般健康診断を実施し、直近の健康診断書の結果に基づいた適正配置を行うこと。

(2) 事故、保護具の破損等により作業従事者が石綿に著しく汚染され、または多量に吸入した恐れのある場合は、速やかに医師による診断または処置を受けること。

第5項 保護具

- (1) 保護具・保護衣等を着用する場合は、顔面、首筋、手首、足首等が露出しないよう注意し、着用状態を他の作業従事者が点検する。また、呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにすること。
- (2) 作業従事者に対し、呼吸用保護具のフィットテストの方法、緊急時の対応方法及び呼吸用保護具の正しい着脱方法・着脱手順について指導、訓練を行い周知徹底させること。
- (3) タイベック等の使い捨て保護具・保護衣の繰り返し使用が起きないよう、本工事における使い捨て保護具を明確に管理すること。

第6項 緊急時の連絡体制

- (1) 緊急時の連絡体制の確立

緊急連絡網を作成し、本工事関係者に周知すること。

- (2) 緊急事態発生時の応急措置

緊急事態発生時の措置として、下記の事項を日常より周知徹底すること。

ア 作業の中止

イ 被災者の救出

ウ 応急手当、通報

エ 二次災害の防止

オ 現場の保存

カ 関係者への連絡

- (3) 緊急時の退避指示等

受注者は、工事中に緊急退避の必要が発生した場合の対応として、マイクまたはサイレン等による指示、合図を常時より指導訓練すること。

第7項 就業上の配慮

- (1) 作業前ミーティングによる安全作業の強化

- (2) 墜落転落災害の防止

足場設備の充実、開口部の確実な養生及び脚立、足場の適正使用の教育を確実に行うこと。

- (3) 熱中症の予防

熱中症に対する教育の実施、気温条件や作業内容による休憩時間の確保及び水分や塩分が容易に補給できるよう配慮する。

- (4) 喫煙等の禁止

作業場所での飲食物、タバコ等の持ち込み、飲食、喫煙は厳禁とする。

- (5) 現場パトロールの強化

第8項 記録（書類）の保管

本工事に該当する法規要綱等により保管が定められている記録（書類）については、写しを本組合に提出するとともに、原本は受注者の責任において以下に示す定められた期間までに確実に保管すること。

- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） : 5年間保管

- (2) 廃棄物調査結果 : 30年間保管

第5節 解体方法の選択

第1項 石綿

特定建築材料の中で、吹付け材の除去は大半が搔き落としによって行われ、作業手順もおよそ確立されている。それに対し断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する場合や、特定建築材料を囲い込み及び封じ込め処理する場合、建材の使用状況や形状に応じた多様な方法が実施されており、それぞれの方法により石綿飛散防止対策は異なってくる。そのため、特定建築材料の種類や使用状況等に適した工法・機器や作業システムを選ぶことが重要である。さらに工事中の安全確保や環境保全対策（公害防止）を勘案するとともに、解体発生材の適切な搬出・処理方法に必要な工期や予算など、総合的な評価によって最適な解体方法を選択しなければならない。

◆表 2-3 石綿飛散防止対策工法概要（その1）

本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.10.2	4.8.1	4.8.2	4.7	4.9
石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去			切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み		切断等を 伴う
							切断等を 伴わない ²⁾		
建築材料の 種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有保温材等			石綿含有保温材等 屋根用 折板裏 断熱材	配管 保温材	石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
	石綿含有建材除去等 作業時の飛散防止方 法	作業場を負 圧隔離養生 等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負 圧隔離養生 等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	断熱材を折板 に付けたまま の除去	湿潤化して原 形のまま取り 外し	非石綿部での 切断による除 去	作業場を負 圧隔離養生 等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え 付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止 の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以 外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	隔離養生 (負圧不要) ³⁾	隔離養生 (負圧不要) ³⁾	-	負圧隔離 養生	隔離養生 (負圧不要) ³⁾
セキュリティゾーン の設置	要	-	要	-	-	-	-	要	-
負圧の確保、集じ ん・排気装置の設置	要	高性能真 空掃除機 による 除じん	要	高性能真 空掃除機 による 除じん	-	-	-	要	-
機器による漏えいの 確認	要	必要に 応じて	要	必要に 応じて	-	-	-	要	-
負圧の確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	-	常時要	常時要
清掃	要	要	要	要	要	要	-	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	-	要	要
隔離解除のための粉 じん飛散状況確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
事前調査結果、作業 内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。
- 2) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切斷等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。
- 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切斷等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切斷等による工法で除去を行う。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）

◆表 2-3 石綿飛散防止対策工法概要（その 2）

本文記述箇所	4.11				4.12					
石綿含有建材 除去等の工法	切断等によら ない除去	切断等に よる除去	切断等によら ない除去	切断等による 除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)		切断等による除去 (電動工具を用いて除去)			
建築材料の 種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材					
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸 カルシウム板第 1 種							
石綿含有建材除去等時 の飛散防止方法	原形のまま 取り外し	湿潤化 等	原形のまま 取り外し	作業場を 隔離養生 (負圧不要) 等	湿潤化		作業場を隔離養生等			
					(例 高圧水洗 除去)	(例 剥離剤 併用工具ケ レン除去)	(例 ディスクグラ インダー除去 (HEPA フィルタ 付き))			
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要		
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要		
事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要		
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要		
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要		
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要		
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要		
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要		
隔離	—	—	—	隔離養生 (負圧不要)	—	—	隔離養生 (負圧不要)	(同等の措置 の要件を満たす場合)		
湿潤化	— ¹⁾	常時要	— ¹⁾	常時要	常時要	常時要	常時要	— (同等の措置 の要件を満たす場合)		
(飛沫防止等の養生)	—	—	—	—	○ ²⁾	○ ²⁾	—	—		
(床防水養生)	—	—	—	—	○ ²⁾	—	—	—		
(汚染水処理)	—	—	—	—	○ ²⁾	—	—	—		
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要		
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要		
事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要		

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）

第6節 解体撤去工事

第1項 準備

解体前の準備工事として、除染工事に伴う排水処理系統を事前に決め、防液堤を設け、外部に汚染水が流出しない措置をとる必要がある。

また、建物の上階に圧碎機等を載せて解体する場合、既存建物の構造のチェックを行なう必要がある。その際、圧碎機の重量の他解体材をストックする場合はその重量及び仮設でスラブ等を補強する場合はその重量も加味する必要がある。

敷地内で運営中の別事業に支障が生じないよう配慮し、適切な対策を講じること。

第2項 建屋・機械設備

建屋及び機械設備の解体工事の計画に当たっては状況（機器解体後の穴）や形状を十分配慮した上で適正な工法及び手順を決定する。また、解体工事で発生する解体材の分別、保管、収集、運搬、処分等について適正な方法・手順を選定する。

第3項 ごみピット・基礎

ごみピット及び基礎等の解体に際しては、山留め工事と解体工事の関連を十分把握して、あらかじめ決められた解体計画に従い整然と行う。水槽及び基礎等の壁や山留め壁に接した躯体など側圧を負担している部材の解体に際しては、切梁等など山留め架構が設置されていることを確認した上で作業を実施する。上屋建物及びプラント機器・鉄骨架構を撤去後、ごみピット側壁部付近を少なくとも2箇所を試掘して、仮設構造物等の残置物の有無を確認する。

解体工事現場は、切梁や支持杭など山留めのための仮設材が存在し、限定された空間での作業となるので、常に周囲の状況に注意を払って安全を確認しながら作業を行う。

また、地下躯体は大断面で土に接している部分が多いため、振動・騒音低減に配慮しながら解体作業を実施し、さらに山留め工事に伴う地盤沈下や地盤変異による周辺への影響を少なくするよう注意しながら作業を進める必要がある。

第4項 埋戻し・整地

解体終了後は、状況に応じた埋戻し・整地を計画し作業を進める。

埋戻し土は良質なものを選択し、一層の仕上がり厚さは設計図書に準拠し、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで埋戻すものとする。施工中は必要に応じて排水を行い、滯水を生じないように維持し、周辺に障害を及ぼさないように十分注意する。

締固め機械は土質に適したものを探用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C.D.E)」により求めた最適合水比で締め固める。

また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所の場合は、施工規模・目的に適した小型機械を用い、偏土圧が生じないように入念に締め固める。

第7節 本工事における廃棄物の処理・処分

第1項 排水処理

付着物除去作業において高圧洗浄または湿式ブラスト処理等に使用した後の排水、汚染物の付着した工具・保護具等を洗浄した水等の解体工事で使用した排水等は、次のいずれかの方法で処理・処分する必要がある。

ア 解体現場内で仮設の排水処理施設等により処理を行い、一時保管したのち、処理水は洗浄等の除去作業などにできる限り再利用を図り、余剰水は産業廃棄物として適切に処分する。また、再利用水は、pH及び濁度を常時測定、重金属等の測定を定期的(月1回程度)に測定し、水質を維持管理する必要がある。

イ 未処理の排水を分析した後に、直接産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適切に処分する。排水処理の沈殿物は、分析した後に、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適切に処分する。

また、処理水を場外搬出する場合には、搬出先の受入れ基準確認頻度に従い、予め、処理先の受入基準項目の分析を実施する必要がある。

第2項 発生廃棄物

上記の汚染物以外の発生廃棄物は、全て事業者の責任において、産業廃棄物として処分及び再資源化を行う。なお、廃棄物処理業者の選定においては、登録許可等の確認を十分行い、廃棄物が適正に処分されるようマニフェスト等必要な書類を提出する必要がある。

ア コンクリートがら

付着物除去作業において充分洗浄されたコンクリート類は原則としてリサイクルすることが望ましい。

イ 廃鉄材

ウ 機械類

エ 設備に残留する重油、廃液（廃薬品）、廃油、汚水類は解体前に点検し、先に取り出し産業廃棄物として処分する。

オ 石綿類

カ 廃木材等

キ 解体施設の設備内やその廻りに残存している残渣等

ク 作業使用後の防護服、保護具等

※鉄骨材等の有価物の処理については、売買利益を考慮して処理すること。

第8節 解体廃棄物の保管・搬出

第1項 場内仮保管

本工事に伴い生じた廃棄物の場内保管は、廃棄物処理法の保管基準に従って行うことが必要である。具体的には次に示すような項目があげられる。

- (1) 仮保管場所である旨その他必要事項を表示した掲示板を設置し、周囲に囲いを設けた保管施設により保管する。
- (2) ビニールシートで覆ってロープかけまたは容器等に入れる等して、廃棄物の飛散及び流出を防止する。
- (3) 廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないように排水溝を設ける等の措置を講ずる必要がある。廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等を地下に浸透させないため、シート等の不透水性の材料で覆う等の措置を講ずる必要がある。また、廃棄物はその処理方法ごとに分別し、他の廃棄物と混合しないように適切に仮置きする必要がある。

第2項 運搬

廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物処理法に定められた収集運搬基準に従って行うほか、人の健康または生活環境に影響を生じさせないように下記事項に留意しなければならない。また、廃棄物の無害化・再利用を促進するためにも、廃棄物の種類（処理方法）ごとに、処理する場所に適正に運搬する必要がある。

- (1) 運搬車両・容器は、運搬する廃棄物の種類に応じたものを使用する。また、荷こぼれないよう荷積みの状況を確認し、運搬中に飛散の恐れのないよう措置する。特に特別管理産業廃棄物の場合には、天蓋付き車両や密閉式容器を用いる。粉体で飛散しやすいものは加湿して運搬する。密閉式容器を用いる場合は、荷台での転倒、移動の防止措置を講じる。
- (2) タイヤ、車体に廃棄物や汚染土壤を付着させたまま運搬しないよう、必要に応じて洗車、清掃を行う。
- (3) 道路交通法を遵守し、過積載は行わない。
- (4) 廃棄物は他の種類のものと混同する恐れのないように、区分して運搬する。

第3項 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者は、廃棄物の搬出に際しマニフェストを交付し、最終処分・再生の完了までを確認する必要がある。排出事業者は A 票と返送された B2、D、E 票とを照合し、5 年間保存しなければならない。マニフェスト交付後、B2 票、D 票が 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日）を過ぎても返送されない場合、または E 票が 180 日を過ぎても返送されない場合は、排出事業者は処理状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに、30 日以内に都道府県知事または保健所設置政令市長に報告書を提出する必要がある。

第4項 本組合で処分が必要な廃棄物

(1) PCB

解体工事前の事前調査において PCB の含有が確認された照明器具、コンデンサ及びトランジス等の機器については、本組合で処分を行う必要がある。

解体工事業者は、撤去する照明器具等が「使用済 PCB 電気機器」に該当するか調査を行い、「廃棄物処理法」「PCB 使用安定器の点検・判別について」「使用済安定器（コンデンサ）の取扱いについて」「使用済安定器（コンデンサ）の保管について」等関係法令を遵守し適切に保管すること。

(2) フロン・備品等

解体工事業者は、施設内にあるガスボンベや消火器等、建築設備等で使用されているフロン類の大気中への放出を抑制するため、フロン回収・破壊法に従い適正に処理すること。

なお、机や工具等の備品類については、解体工事業者にて処分が可能ではあるが、当該類の残置が認められた場合は、処理処分方法を本組合と協議の上、処理・処分すること。

第3章 提出図書

第1節 受注後に提出する図書

受注者は、契約後速やかに工程表及び下記に示す施工計画書等を作成し、本組合の承諾を受けること。

(1) 施工計画概要

ア 工事概要

(ア) 一般概要

(イ) 工事名

(ウ) 工事場所

(エ) 工期

(オ) 関係法令等

(カ) 解体施設の概要

イ 工事位置図

ウ 工事工程表

エ 施工体制図

足場設置工事、除染工事、解体工事、クレーン工事、負圧集じん機設置、環境測定・分析等について、受注者と下請け業者の施工区分が分かるものとする。

オ 緊急連絡体制系統図

カ 使用機材・機械・人員一覧

下記項目ごとに、機材・機械名、数量、単位、仕様、作業区分等についての一覧表を作成する。

(ア) 石綿対策機材

(イ) 解体機材・機械

(ウ) 工事車両

(エ) 工事作業従事者・人員

キ 安全管理計画

(ア) 災害防止重点目標

(イ) 災害防止策

　a 作業環境改善・整備

　b 安全教育の徹底

　c 始業前に行うこと

　d 作業中に遵守すること

ク 危険予知活動（KYK）

ケ 交通管理計画

コ 現場周辺環境対策

(ア) 水質汚濁の防止

(イ) 埃・粉じん等の対策

(ウ) ごみ等の対策

(エ) 苦情の予防

(オ) 苦情への対応

(カ) 地元説明会への参加及び対応

(キ) 復旧

(ク) 作業時間帯（工事作業時間、工事運搬車両入場時間、休日）

サ 中間検査、出来高検査、工程検査、竣工検査等

(2) 施設解体フローチャート

ア 工事フロー（準備）：本施設周辺の調査～解体工事着工

イ 工事フロー（実施）：仮設工事～工事記録の作成及び保管

(3) 準備計画

ア エリア区画

仮囲い設置範囲を明示するとともに、仕様を明記すること。

イ 誘導員

誘導員の配置箇所を明示すること。

ウ 工事用電力・水道

使用ルート等を明示すること。

エ 現場事務所・仮設トイレ設置

設置箇所を明示すること。

オ 標識の設置

設置箇所を明示するとともに、仕様を明記すること。

カ 資材など納入業者の搬入出時の注意

注意事項を明記すること。

キ 廃棄物一次保管ヤード

設置箇所を明示するとともに、仕様を明記すること。

(4) 解体作業管理区域の設定

ア サンプリング等本施設の事前評価

解体工事前に実施する事前調査結果をとりまとめること。

イ 単位作業場所の区分及び管理区域の設定

事前調査結果、本施設の構造・設備の特性及び実績を基に、単位作業場所の区分及び管理区域の設定を行うこと。

ウ 保護具の選定

事前調査結果、本施設の構造・設備の特性及び実績を基に、保護具の選定を行うこと。

(5) 水処理計画

汚水等の排水処理設備について、処理フロー、処理対象排水、処理水水質、処理能力、及び設置箇所等を明記する。

また、排水処理設備の能力について、洗浄対象箇所、実働予定洗浄日数及び使用水量等を明記するとともに、選定根拠を明記する。

(6) 施設解体計画

施設解体方法について明記すること。設備機器解体計画、煙突解体計画及び建屋構造物解体計画等について、図面等を使用してわかり易く明記すること。

(7) 測定調査計画

調査項目については、本仕様書 第2章 第7節 第1項に記載のある項目について実施することとするが、追加調査項目等が必要と思われる場合は、追加すること。また、それぞれの調査の対象解体作業、調査手順及び調査箇所を明記すること。

(8) 使用機材・機械カタログ

使用機材・機械について、カタログ等を添付すること。

(9) 産業廃棄物処理計画

本工事で発生する産業廃棄物について、想定される産廃品目、収集運搬及び処理フローを明記すること。

(10) 場内整備工事

本工事における場内整備方針、内容等について記載すること。

(11) 熱中症予防計画

本工事において実施する熱中症予防について記載すること。

(12) その他提出書類

施工計画書については、前述した内容に準じて作成するものとするが、その他に下記に示す項目に関する書類を提出すること。

ア 専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等）

イ 工事カルテ（受注、途中変更時、竣工時）

ウ 下請人通知書

エ 下請契約書（写）

オ 工事設計書

（ア）場内整備実施設計図

（イ）設計計算書

（ウ）数量計算書

（エ）工事種別明細・内訳書

（オ）単価表、単価発注書 他

（カ）搬出量調書（設計数量との比較表含む）

カ その他本組合が指示する図書

キ 関係官庁申請図書等

受注者は、適宜あるいは本組合の指示する期日までに図書作成に必要な資料を提出すること。

第2節 工事中または完了に際して提出する図書

- (1) 週間工程表、月間工程表
- (2) 工事進捗状況報告書
- (3) 工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿）
- (4) 工事日報、月報
- (5) 工事写真帳
- (6) 立会検査願
- (7) 自主検査報告書及び立会検査報告書
- (8) 竣工検査願
- (9) 撤去工事竣工図、測量図、測量成果簿

最終出来形の平板、縦横断測量及び用地測量を実施すること。

(10) 建設副産物に関する図書

- ア マニフェスト（産業廃棄物管理表）総括表
- イ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況（電子データ共）
- ウ 産業廃棄物処理委託契約書（写）、産業廃棄物収集運搬業許可証（写）

(11) 出来高調書

(12) 実績内訳明細書

(13) その他指示する図書

ア 提出図書の取りまとめ様式、提出日については本組合の指示による。

イ 本工事で提出する資料図書は電子データにも取りまとめ別途納品すること。